

会員事業所各位

山形県共同受注センターの紹介案件の取り扱いについて

共同受注センターの紹介案件受注に関して、次の事項をご理解頂くと共に厳守頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

- ・共同受注センターの紹介案件については、会員各事業所と相手先企業等と直接の契約になります。条件等については、ある程度事前に調整を行っておりますが、最終的には当事者同士が責任を持って契約して下さい。
- ・共同受注センターは契約の当事者ではありません。相手先企業等とのトラブルについては、できるだけサポートするように努力は致しますが、トラブル解決の当事者は契約している各事業所であることをご理解下さい。
- ・共同受注センターは、契約の当事者ではありませんので、金銭的補償等は一切致しません。稀に、相手先企業等からの入金が無い等、一般企業で言う貸し倒れが起きることがあります。当センターでは、各種アドバイスや、解決に向けての話し合いなどを実施しますが、責任が発生するものではありません。
- ・共同受注センターでは、受注要項で定めているように、報告を頂く条件で、この紹介を行っていることを再確認願います。報告事項は、①受注した金額、②契約を解除すること、または③相手先企業等から契約を解除されたことになります。
- ・業務を受注するという事は、一般的なビジネスルールに基づいた商取引を行うということです。業務の取り決め事項を遵守することは当然のことです。また、不測の事態が発生した場合は、相手先企業等との報連相の徹底を心がけて下さい。

以上